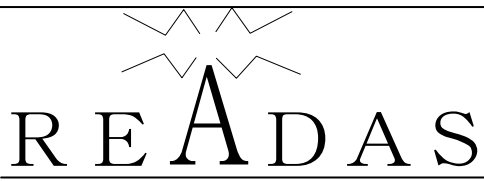


第 5697 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 4月21日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 非常勤になった役員に対する退職金

**Q**：創業社長が非常勤の会長になります。退職金を支給しようと思いますが、退職金として認められますか？

**A**：実質的に退職状態にあるときは損金として認められます。

### 【解説】

法人税では、役員退職に伴い支給する退職金は、その額が不相当に高額でない限り損金の額に算入されることとされています。

そして、ここでいう役員退職には、実際の退職以外に、実質的に退職状態にあるような場合も含まれることとなっており、会社の役員分掌変更又は改選による再任等によって役員地位又は職務内容が激変したような場合で、実質的に退職したと同様の事情にあると認められるときにも、退職したものととして取り扱うこととなっています。

具体的には、次のような場合がこれに該当します。

- ① 常勤役員が非常勤役員になった場合
- ② 取締役が監査役になった場合
- ③ 分掌変更等後の報酬がおおむね50%以上減少した場合

したがって、創業者社長が代表権を有せず、経営上の重要事項の決定等にも参画しないなど、経営の第一線を退くのであれば、退職と同様の事情にあると認められますから、退職金を支給してもその額が過大でない限り問題になることはありません。

